

和歌山市アルバイト（賃金支弁職員）登録
放課後児童支援員・補助員募集要項

和歌山市では、放課後児童支援員及び補助員の登録者を募集しています。
放課後児童支援員及び補助員に人員の補充の必要が生じたとき、登録者の中から条件に合う方を選考し、雇用します。
登録しておけば、必ず雇用されるというものではありませんのでご注意ください。

1 放課後児童支援員・補助員の勤務条件

職 務 内 容	小学校（義務教育学校）内の放課後児童クラブ（若竹学級）における学童保育業務
雇 用 期 間	必要に応じて決定
勤 務 日	月曜日～金曜日及び第2・4土曜日のうち、週6日以内
勤 務 時 間	(1) 小学校の授業日 13:00 ～ 18:30 (2) 小学校の休業日（夏休み等） ① 8:00 ～ 13:30 ② 13:00 ～ 18:30 ※①、②のうちいずれかの勤務 (3) 第2・4土曜日 8:00 ～ 13:30 ※若竹学級の開級状況により、異なる場合があります。 ※土曜日の開級時間は 8:00 ～ 17:00
勤 務 場 所	市立小学校（義務教育学校）内の各若竹学級
年次有給休暇	雇用期間、勤務日数に応じて年次有給休暇を付与
賃 金	(1) 放課後児童支援員 日額5,280円 (2) 補助員 日額4,675円 ※日額を基本としますが、勤務時間により異なる場合があります。
社 会 保 険	雇用期間・勤務日数に応じて雇用保険・健康保険・厚生年金に加入

※上記の記述は、平成31年2月28日現在の内容であり、採用時にはこれらと異なる場合があります。

2 応募資格

(1) 放課後児童支援員の応募資格

次のいずれかに該当する者で、和歌山県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了したもの。（平成32年3月31日までに受講を修了することを予定しているものを含む。）

- ①保育士の資格を有する者
- ②社会福祉士の資格を有する者
- ③学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- ④教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
- ⑤学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑨高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- ⑩5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

(2) 補助員の応募資格

健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、和歌山県が実施する子育て支援員研修（放課後児童コース）の受講を修了したもの（平成32年3月31日までに受講を修了することを予定しているものを含む）。

(3) 放課後児童支援員・補助員共通の応募資格

次のいずれにも該当しない者

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- エ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け又は和歌山市非常勤職員若しくは賃金支弁職員として懲戒解雇され、当該処分の日又は解雇の日から2年を経過しない方

3 登録方法

受付日時	随時
登録場所	和歌山市役所本庁舎 1 4階青少年課
持参物	1) 賃金支弁職員登録申込書 2) 資格証明書等の写し（放課後児童支援員に応募する方のみ、応募資格①～⑨のいずれかに該当することを証明する書類を持参してください） 3) 登録面接票
その他	登録の際は面接を行いますので、事前に青少年課（TEL：435-1235）まで来庁予定日時を連絡してください。

4 採用の決定について

人員の補充のため新たな雇用の必要が生じたときに、登録者の中から業務の遂行に必要な能力、適性、経験、技能の程度などをもとに選考し決定します。

5 注意事項

- (1) 登録しても、必ず雇用されるとは限りません。
- (2) この登録は他への就職などを拘束するものではありません
- (3) 登録期間中に登録内容に変更が生じた場合又は他に就職するなど登録を取り消す場合は、青少年課までご連絡ください。
- (4) 登録票は返却いたしませんのでご了承ください。
- (5) 登録票に記載された個人情報、雇用に係る事務以外の目的には使用しません。
- (6) 和歌山市職員（非常勤職員及び賃金支弁職員を除きます。）として退職した方は、登録できない場合がありますので、事前に人事課までお問い合わせください。

6 問い合わせ先

和歌山市教育委員会 教育学習部 青少年課 (和歌山市役所本庁舎14階)

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1235 (直通)

登録票の記入にあたっての注意事項

- ・記載事項に虚偽があると、登録の取り消しとなりますので十分に注意してください。
- ・記入はすべて黒のインク又はボールペンを使用し、文字はかい書で、数字は算用数字を用いてはっきり書いてください。
- ・太枠内のすべての欄に記入し、**必ず写真(裏面に氏名を記入したもの)**をはり付けてください。
- ・現住所及び緊急時連絡先については、寮・下宿・アパート等の場合は何々様方まで詳しく記入してください。
- ・緊急時連絡先については、緊急時に確実に連絡の取れる方の住所、氏名、続柄、電話番号(携帯可)を記入してください。
- ・職歴が4つ以上ある場合は、主なものを4つ記入してください。**児童福祉施設および放課後児童健全育成事業の類似事業に勤務した経歴がある場合、必ず記入してください。**
- ・資格・免許については、業務上有用と思われるものを記入してください。

登録面接票の記入に当たっての注意事項

- ・各項目において、該当するものにチェックしてください。
- ・通勤手段については、通勤手段として可能なものを全てチェックしてください。